

日本における生活保障システムの 現状と課題

——福祉国家論・福祉レジーム論と
ジェンダー論を手がかりに——

廣 川 嘉 裕

目 次

はじめに

1. 20世紀における福祉国家
2. 福祉国家論から福祉レジーム論へ
3. 20世紀後半以降における生活保障システムの揺らぎ
4. 改革に向けての課題

おわりに

はじめに

今日の日本において、人々の生活を支えてきたシステムが大きな揺らぎを見せている。

合計特殊出生率は、第一次ベビーブーム期には4.3をこえていたが1975年に2.0を下回り、2005年には過去最低の1.26にまで落ち込んだ（2010年における合計特殊出生率は、1.39である）。年齢区分別の人口比率を見ても、日本では2010年において0～14歳の年少人口は13.2%、15～64歳の生産年齢人口は63.7%、65歳以上の高齢者人口は23.1%であり、世界で最も少子高齢化が進行している¹⁾。

終身雇用、年功序列賃金、企業別労働組合という日本型雇用慣行のもと主に男性労働者を正社員として処遇するというそれまでのスタイルは経済環境の変

1) 内閣府編『平成23年版 子ども・子育て白書』2011年、20～22頁。

化（バブル経済崩壊後のグローバル経済化）による企業のリストラ等によって変容し、非正規の男性労働者の割合も増加する²⁾とともに、女性の雇用者が派遣社員・契約社員・パート・アルバイトの非正規雇用を中心に増加し、雇用者の共働き世帯は1980年の614万世帯から2010年の1012万世帯になっている³⁾。

こうした中で、社会保障・社会福祉を支える財政状況、社会保険の建て直しのためにさまざまな議論がなされているが、他方において働く意欲をもった女性の能力を十分に活用できていないという側面もある。また、近年「ワーク・ライフ・バランス」という言葉が浸透してきているものの、男性のライフスタイルも依然として職場における労働に過度に重きを置いたものになっていると思われる。

それでは、こうした状況の背景にあるものは何か。そして、どのような政策対応が必要とされているのであろうか。

本稿では、(壮年)男性を一家の稼ぎ主とし、女性(や若年者)をその被扶養者・家族の世話係として固定化させる傾向を持っていた社会保障、社会福祉と雇用の制度・慣行に着目し、これが近年の経済・社会情勢の変化によって持続困難なものになるとともに、従来のシステムが女性や若年者を労働市場から疎外する一方で(壮年)男性を家庭から疎外する傾向を持っていたことが状況をさらに深刻にさせたとの認識を基に議論を展開する。そして、こうした行き詰まりを打開するための改革の方向性および具体的方策について政治学における理論や諸外国の事例等をもとに検討する。

以上の目的のために、本稿ではまず第一に、先進資本主義国を中心に、現代福祉国家と家族、市場のあり方やその相互の結びつきが人々の雇用・労働、福祉に対して与えるジェンダー的な影響を検討する。そして第二に、福祉国家論(福祉レジーム論)、およびジェンダー論を用いて先進諸国および日本の生活保障⁴⁾

2) 厚生労働省編『平成23年版 厚生労働白書 社会保障の検証と展望～国民皆保険・皆年金制度実現から半世紀～』2011年、5～6頁。

3) 同上、12～13頁。

4) 本稿では、宮本太郎に従って「生活保障を支える二つの柱、つまり社会保障と雇用」(宮本太郎『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』有斐閣、2008年、)

システムの特徴を概観し、その問題点について検討したうえで、海外の事例等も参考にしつつ改革の方向性を探っていく。

各章の概略は次のとおりである。まず第1章では、家族・市場とともに人々の雇用や福祉を支える福祉国家、特に20世紀において構築された福祉国家の特徴について概説する。第2章では、先進資本主義諸国における福祉国家類型論の代表的業績となっているエスピン-アンデルセンのモデルとそれに対するフェミニストからの批判、そしてそれを踏まえて提示された福祉レジーム論を紹介したうえで大沢真理がエスピン-アンデルセンのモデルをジェンダーの視点から再設定した生活保障システムの3類型とそこでの日本の位置づけを紹介する。第3章では、日本を中心に20世紀後半以降の生活保障システムの特徴(男性稼ぎ主モデル)とその動揺および問題点について紹介する。第4章では、フェミニストの研究者を中心に提示されている生活保障システムの改革の方向性と日本のケア、社会保障、労働市場政策における政策的課題について論じる。そして最後に、それまでの議論をまとめたうえで日本における閉塞状況の打開に向けた男性の家事・育児への参加の可能性について指摘して本稿を閉じる。

1. 20世紀における福祉国家

1.1. 「福祉国家」とは何か

まず、福祉国家について簡単に説明しておきたい。

西尾勝は、福祉国家を、① 生存権の保障を国家の責務として受容し、② 所得再分配を国家の当然の権能と考え、③ 景気変動の調節のために積極的に市場経済に介入するようになった国家と定義している⁵⁾。なお、本稿では、全ての点について論じる余裕はないので、③にはあまり言及せず主に①、②について検討することにしたい。

福祉国家発展の経緯を簡単に振り返ると、次のようにまとめられる。

まず19世紀のヨーロッパで進展した工業化・都市化によって、病気・高齢

↘3頁)を主な検討対象とする。

5) 西尾勝『行政学〔新版〕』有斐閣、2001年、5～6頁。

化・経営方針の変化などによる失業とそれによる生活手段の喪失の可能性が生じた。これによって、貧困に苦しむ労働者の増加がもたらす社会秩序への脅威に国家が対応することを迫られるようになった。さらに、経済近代化による人口高齢化、核家族化といった現象の発生によって社会政策が発展することとなった。以上が「近代化と工業化の諸過程を重視する産業社会のロジックによる説明」である⁶⁾。

政治的には、① 選挙権の拡張によって新たに有権者になった国民大衆の支持獲得のために各党が社会政策、労働政策等を選挙綱領に掲げ、政党政治の主要な争点にするようになったこと、② 1917年のロシア革命による社会主義体制の誕生で、資本主義国は体制間競争で優位に立つために富の分配の不平等をある程度是正することを迫られたこと、などが福祉国家成立の大きな要因とされる⁷⁾。

1.2. 20世紀に構築された福祉国家

欧米諸国で政府がセーフティネットを張る福祉国家が建設されたのは、2度の世界大戦、世界恐慌・大量失業をうけてのことであった。参戦した国々は、総力戦を遂行するために国家総動員体制・挙国一致体制を敷いて、国民各層の参加と協力を幅広く獲得しようとしたが、その結果として国民各層へ行政サービスが行きわたることとなった。また、大恐慌は、市場メカニズムへの信頼を根底から動揺させ、これによって政府の政策構想の基調は一変することとなったのである⁸⁾。

そして、福祉国家建設にあたって国際的に大きな影響を与えたのが、イギリスにおけるベヴァリッジ報告（1942年）であった。

ベヴァリッジ・プランにおける「社会保障」は、家族・個人が健康な最低生

6) 眞柄秀子・井戸正伸『改定版 比較政治学』放送大学教育振興会、2004年、207頁参照。

7) 西尾、前掲、『行政学〔新版〕』、4～5頁。

8) 同上、5頁。

活を支えるだけの資力を欠く状態（物質的欠乏）に対して最低限度まで所得保障することである。

注目すべきは、① ここでの「家族」のモデルは、男性雇用者を主な稼ぎ手とする「男性稼ぎ主」世帯であり、② そこでの「欠乏」は、男性稼ぎ主の失業・傷病・老齢退職による稼得能力の喪失、そして彼らの死亡による妻子の扶養の喪失であったことである。

つまり、20世紀後半に確立した福祉国家においては稼ぎ手たる男性の所得が失業・疾病、老齢退職のリスクによって家族の生活費に不足することが「生活が成り立たない状況」であり、それに対して社会保険給付や公的扶助を通じた所得移転をすることで生活保障を図ることとされた。そこでは夫が家計収入の主な稼ぎ手、妻が家事・育児の主な担い手という関係を基軸とし、男性が生産年齢にある間職業生活を通じて十分な所得が得られれば家庭を営み老後の所得も保障されると想定されたのである⁹⁾。

そして、社会保障の主要な方法たる社会保険は、以上のような一般的または一様なリスク＝根本的ニードを主にカバーするものであり、男性の家事・育児・介護の「必要」や女性が職業と家事・育児等を両立させる「必要」は認知・想定されていなかった¹⁰⁾。

ただし、大沢真理によれば、第二次大戦後間もない時期には「男性稼ぎ主」の規範は欧米諸国いずれにおいても強かったが、その後、「男性稼ぎ主」の規

9) 大沢真理『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』岩波書店、2007年、1～2頁。ベヴァリッジの社会保障論については、Beveridge, William Henry, *Social Insurance and Allied Services: Report by Sir William Beveridge, Her Majesty's Stationery Office (Cmd. 6404), 1942, Part V Plan for Social Security* および、大沢真理「社会保障政策——ジェンダー分析の試み——」毛利健三編『現代イギリス社会政策史—1945～1990—』ミネルヴァ書房、1999年、100～107頁参照。

10) 大沢、前掲、『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』、33～36頁。

ベヴァリッジが前提としていた家族モデルは、女性の家庭内での無償労働を前提としていた。しかしそれは当時のイギリスでも過去のものとなりつつあり、このモデルからの逸脱の程度が大きい世帯、たとえば離婚した子持ちの女性等ほど制度上不利に扱われる現象を生じさせていた（伊藤周平「福祉国家とフェミニズム——女性、家族、福祉」『大原社会問題研究所雑誌』440号、1995年、22～23頁）。

範においては国による濃淡の差異も生じたとされている。スウェーデンは当初から男性稼ぎ主の規範は薄く、1970年代には払拭したといわれている¹¹⁾。スウェーデンにおいては、1970年代に税制が個人単位になり、男女同権化の思想も定着して女性の就労が進んだ¹²⁾。また、北欧諸国においては乳幼児期から就学期までの公的保育サービス、および公的な高齢者介護サービス、そして父親も対象なる所得保障育児休暇等を政策の中心にし、これが女性の就労環境の整備と労働市場におけるジェンダー平等を促進したとされている¹³⁾。

2. 福祉国家論から福祉レジーム論へ

2.1. エスピン-アンデルセンの福祉国家類型論

1950年代から60年代の戦後資本主義の安定的な成長を背景として、各国は福祉国家への収斂現象を見せており、1970年代半ばまでの福祉国家論では、経済水準や人口構造（社会経済的要因）が福祉国家の発展を規定するとされていた。しかし、石油危機後にアメリカやイギリスは新保守主義的な福祉国家の縮小再編、北欧やオーストリア、ドイツはネオ・コーポラティズム的労使協調と福祉国家の堅持など、各国が新しい環境に対して異なる対応を見せたことで、80年

11) 大沢、前掲、『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』、38頁。第二次世界大戦後の欧米諸国における男性稼ぎ主の規範については、Esping-Andersen, Gøsta, “Towards the Good Society, Once Again,” Esping-Andersen, Gøsta with Duncan Gallie, Anton Hemerijck, and John Myles, *Why We Need a New Welfare State*, Oxford University Press, 2002, p. 20, Esping-Andersen, Gøsta, “A New Gender Contract,” in *ibid.*, p. 68, 深澤和子「福祉国家とジェンダー・ポリティクス——ジェンダー関係の戦略的転換への途——」宮本太郎編『福祉国家再編の政治』ミネルヴァ書房、2002年、223～225頁を参照。スウェーデンの状況については、Sainsbury, Diane, *Gender, Equality, and Welfare States*, Cambridge University Press, 1996, Chap. 3 を参照。

12) 渡辺博明「スウェーデンの労働・福祉・政治」宮本太郎編『働く——雇用と社会保障の政治学』風行社、2011年、194頁。

13) 宮本太郎「福祉国家と平等をめぐる政治——20世紀的前提の転換——」日本政治学会編『平等と政治』（年報政治学2006-1）、木鐸社、2006年、103～104頁、Korpi, Walter, “Faces of Inequality: Gender, Class, and Patterns of Inequalities in Different Types of Welfare States,” *Social Politics*, 7 (2), 2000, p. 146.

代半ば以降福祉国家形成における政治的要因への注目が高まった。

当初は政治的要因の特定についてさまざまな議論があった。しかし、エスピン-アンデルセンが問題を解決した。エスピン-アンデルセンは、自由主義勢力主導の自由主義モデル、カトリック中心の保守主義勢力主導の保守主義モデル、労働運動の権力を反映した社会民主主義モデルに福祉国家を類型化した¹⁴⁾。後述するが、こうした各国の福祉国家形成を主導した勢力の違いはその福祉国家の構造に反映される。自由主義モデルでは、福祉の供給において市場原理が優先される。保守主義モデルでは、カトリックの補完性原理のもと家族・伝統的職域団体が福祉の単位として重視される。社会民主主義モデルでは、強力な労働運動が政府の福祉供給における比重を基本的に高めた¹⁵⁾。

アンデルセンのモデルは、既に多くの論者によって紹介されているが、要約すると以下のようにまとめられる¹⁶⁾。多少長くなるが、本稿の内容と大きく関わる重要な議論であるためあえて紹介しておきたい。

アンデルセンは、各国の福祉国家の類型化に2つの指標を設定した。まず、i. 「脱商品化」指標であり、これは労働市場からの離脱に対する許容度の高低をあらわす。つまり、市民が所得や一般的福祉を喪失することなく必要と認められた時に自由に労働から離脱できること＝(失業、疾病などやむをえない事情から再教育のために自ら離脱することまで含む)労働市場からの自由度ということになる。「脱商品化」については、労働市場からの離脱に寛容であればその度合いが高く、そうでなければ低いということになる。そして、これが低ければ労働市場の都合に合わせて自分の労働を安売りしなければならなくなる。この

14) 宮本太郎「比較福祉国家論の可能性——21世紀モデルへの視界は拓けたか——」社会政策学会編『「福祉国家」の射程』(社会政策学会誌第6号)、ミネルヴァ書房、2001年、6～7頁。

15) 同上、7頁。

16) エスピン-アンデルセン、G. (岡沢憲美・宮本太郎監訳)『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001年、大沢、前掲、『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』、42～44頁、埋橋孝文「福祉国家の類型論と日本の位置——Esping-Andersenの所説を手がかりにして」『大原社会問題研究所雑誌』445号、1995年。

「脱商品化」は、社会保険の受給に必要な拠出期間、給付の持続期間、給付水準と従前所得との近さ、受給における所得（資産）調査の有無などで測定される。

次に、ii. 「階層化」指標であり、これは基本的には社会の不平等を是正するはずの福祉国家がサービスを提供する過程で社会の階層化をもたらす度合いをあらわす。たとえば、職域別社会保険プログラムは、既存の階層を固定化する。そして市場を通じた福祉プログラムの割合は、豊かな者とそうでない者の二極分化を促進し、所得（資産）調査を伴う福祉プログラムの割合は受給者と非受給者の分化をもたらす可能性がある。一方で、普遍主義的福祉プログラムの程度は、受益者と非受益者の分断を抑制する効果を持っている。

以上の指標を用いれば、先進諸国の福祉国家は以下のように分類されることになる。

① 自由主義モデル（主にアングロサクソン諸国）

脱商品化：低，階層化：二重構造

市場中心の福祉。政府の役割は残余的で選別主義をとる。

② 保守主義モデル（主に大陸ヨーロッパ諸国）

脱商品化：中，階層化：職域・地位別の差異

政府介入は存在するが、福祉サービスの主要な供給者は家族や地域社会・宗教・職場とされる。

③ 社会民主主義モデル（主に北欧諸国）

脱商品化：高，階層化：平等主義

政府を中心とした普遍主義的福祉プログラム。

アンデルセンのモデルにおける日本の位置づけについては、i. 「脱商品化」指標では平均的であるが、ii. 「階層化」指標での医療・年金などにおける職域別プログラムの多さと給付における格差、企業年金など私的な福祉サービスの割合の高さなどから日本は保守主義的でありながら自由主義的福祉国家の要素も多く持つとされた¹⁷⁾。

17) 埋橋，前掲，「福祉国家の類型論と日本の位置——Esping-Andersen の所説を手がかりにして」，7頁以下を参照。

2.2. フェミニストによるアンデルセンの福祉国家類型論批判と、それをふまえた福祉レジーム論の提起

アンデルセンのモデルは、福祉国家研究に大きな影響を与えたが、さまざまな批判も呼び起こした。

特にフェミニストは、「脱商品化」を福祉国家の成熟度をはかる指標とできるのは男性労働者についてのみであると指摘した。つまり、女性の場合、有償労働において脱商品化されていたとしても、家庭での無償の家事労働や介護労働への従事を強いられる場合があり、その際女性（妻）は、男性（夫）の市場での稼ぎに依存せざるを得ない。したがって、脱商品化が実質的な意味を持つためには、その前提として市場からの自由だけでなく女性の強制された無償労働からの自由と有償労働へのアクセス（女性の労働力の商品化）を可能にする態度および政策がなければならないということになるのである¹⁸⁾。

そこで、アンデルセンは、こうした指摘をふまえて「脱家族化」指標を加えた「福祉レジーム」論を提起した。宮本太郎によれば、「福祉レジームとは、社会保障や福祉サービスにかかわるいくつかの制度が組み合わせられ、全体としてある特質をもつにいたった体制、という意味である」。すなわち、社会保険・公的扶助や社会手当といった公的社会保障制度や公共サービスと、私的保険・企業福祉や民間サービス等の市場的な制度、および家族・コミュニティといった共同体的な制度の組み合わせのあり方である。「福祉国家」などという言葉の代わりに「福祉レジーム」という言葉が使われるようになったのは、公的な福祉は大きな役割を持っているが同時に公的制度とそれ以外の制度の関係を重視してのことである¹⁹⁾。

18) 宮本太郎「比較福祉国家の理論と現実」岡沢憲美・宮本太郎編『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ——』法律文化社、1997年、23頁、宮本、前掲、「比較福祉国家論の可能性——21世紀モデルへの視界は拓けたか——」、10～11頁、田村哲樹「ジェンダー平等・言説戦略・制度改革 日本の『男女共同参画社会』政策の展開を事例として」宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部、2006年、92～93頁。

19) 宮本、前掲、『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』、13頁。

ここで新しく加えられた「脱家族化」とは、家族の福祉やケアについての責任が福祉国家からの給付や市場からの供給で緩和される度合い、そして社会政策等が女性に労働力として商品化される、もしくは独立した世帯を営むための自律性を与える度合いをあらわす。この「脱家族化」は、(保健を除く)家族向けサービス関連の公的支出がGNPに占める割合、3歳以下の児童を公的保育がカバーする程度、65歳以上の高齢者をホームヘルプサービスがカバーする程度などで測定される²⁰⁾。

以上の点をふまえば、先進諸国の福祉レジームは以下のように分類されることになる。先ほどの記述と重複する点もあるが、要点をまとめておきたい²¹⁾。

① 自由主義レジーム

- 市場セクターが基軸であり、福祉国家による脱商品化の程度は低い。
- 労働市場におけるジェンダー平等という観点からは脱家族主義化が進んでいるが、デイケア・家族サービスへの公的支出は抑えられる。
- 階層化のあり方は、二重構造的傾向が強い。

② 保守主義レジーム

- 家族に福祉供給における大きな役割が期待される。脱商品化の程度は、男性稼得者を中心とする職域的社会保険の原理に沿う限りにおいて相対的に保障される。
- 脱家族化の程度は低い。
- 階層化は、職域による格差を反映したハイラーキー構造。

③ 社会民主主義レジーム

- 政府が福祉供給に大きな比重を占め、脱商品化の程度は高い。
- 脱家族化の程度は高い。
- 階層化は相対的にフラットな構造。

20) エスピン-アンデルセン, G. (渡辺雅男・渡辺景子訳)『ポスト工業経済の社会的基礎 市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店, 2000年, 86~87頁, 97~98頁, 大沢, 前掲, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』, 50頁。

21) 宮本, 前掲, 「比較福祉国家論の可能性——21世紀モデルへの視界は拓けたか——」, 11~12頁。

脱家族化を入れた福祉レジームにおいても、日本はすわりが悪いが、政府の占める比重が家族支援としては小さく福祉機能を大企業が内部化している点で自由主義的である一方、家族依存の高さという点では保守主義的であるとされている。また、日本は、家族福祉と企業福祉の強固に補強しあった欧米福祉国家に見られない形という指摘も存在する²²⁾。

2.3. ジェンダー論的視点からの類型の再設定

大沢真理は、ジェンダーの視点からアンデルセンのモデルを再設定した。これは、特に保守主義レジームの定義から西欧の政治的経験に拘束された部分を取り除きながらジェンダー論的に視点を限定しつつ各国への適用可能性を広げる試みとされているが²³⁾、そこで提示された3つのシステムはそれぞれ以下のような特徴を持っている²⁴⁾。

① 「男性稼ぎ主」型生活保障システム 典型国：大陸ヨーロッパ諸国、日本

- 壮年男性への安定的な雇用と妻子を養える「家族賃金」の保障を目指した労働市場の規制。
- 社会保険は男性の稼得能力喪失のリスクに備えたものであり、妻子は世帯主に付随して保障される。
- 家族責任は妻がフルタイムで担うこととされ、それを支える保育介護等のサービスは限定的。

② 「両立支援」型生活保障システム 典型国：北欧諸国

22) 大沢、前掲、『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』、51頁、宮本太郎「福祉レジーム論の展開と課題——エスピン・アンデルセンを越えて?——」埋橋孝文編『比較のなかの福祉国家』ミネルヴァ書房、2003年、17頁。宮本は、こうした独自性の現れた背景として日本では自由主義と保守主義の政治勢力が自由民主党という政権政党の中ではっきりと分化せず微妙なバランスをとってきたことなどを指摘する（宮本、前掲、「比較福祉国家論の可能性——21世紀モデルへの視界は拓けたか——」、14～15頁）。

23) 宮本、前掲、『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』、19頁。

24) 大沢、前掲、『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』、54～55頁。

日本における生活保障システムの現状と課題

- 男女各人が、(本人として) 働きに見合った処遇および社会保障、家族責任を支援する社会サービスの対象となる。雇用平等のための規制。
- 税・社会保険料負担の単位は世帯でなく個人となり、税による家族への配慮は控え目。
- 児童手当・乳幼児期からの保育・高齢者介護サービスなどの家族支援を制度化。



男性も女性も職業と家庭を両立する(稼ぐとともにケアをする)(という規範)

③ 「市場志向」型生活保障システム 典型国：アングロサクソン諸国

- 労働市場の規制は最小限に抑えられ、成果に見合うとされた賃金が与えられる。
- 企業にとって価値があると見なされた労働者には厚い企業福祉が提供される。
- 家族形成を支援する公共政策は薄い。

大沢は、ここにあらわれている性別の役割パターンの中にはそれぞれのシステムのもつジェンダー規範が示されており、こうした規範の下に構築されている生活保障システムは単なる実態の反映というよりも特定の実態を形成する要因になるものであると指摘する²⁵⁾。

そして大沢は、例えば以下のような点から日本の社会政策システムは強固な「男性稼ぎ主」型の性質を持っていると指摘する²⁶⁾。

- 雇用平等関連の規制は、1997年の男女雇用機会均等法の改正強化(99年実施)までないに等しかった。
- 片稼ぎ・共稼ぎを問わず家族形成、子育てへの支援が国際比較的に見て薄

25) 同上, 55頁。

26) 大沢真理『「男性稼ぎ主」型から脱却できるか 社会政策のジェンダー化』社会政策学会編『新しい社会政策の構想——20世紀的前提を問う——』(社会政策学会誌第11号), 法律文化社, 2004年, 54~56頁参照。

い。(これは例えば児童手当の小ささ、育児休業制度の薄さに示される。)

- (税制は個人単位であるが,) 配偶者や子の扶養などに対する控除を通じた大きな家族配慮がある。国民年金には全国民が一応個人単位で加入するが、雇用者に扶養される配偶者は第3号被保険者になり保険料を徴収されることなく基礎年金を給付される。

3. 20世紀後半以降における生活保障システムの揺らぎ

3.1. 日本の生活保障システムの特性～1980年代前後を中心に

大沢は、日本の1980年代前後における生活保障システムは、例えば以下のような特徴を持つとまとめている²⁷⁾。

- i. 家計のあり方…勤労者世帯の世帯収入における、男性世帯主の勤務先収入の占める比率の他国と比べての際立つ高さ。
- ii. 雇用慣行と賃金…「日本型雇用慣行」(長期安定雇用、年功賃金)の対象は主に大企業・官公庁の男性正規雇用者(女性は大企業に入っても賃金の低い若年時に補助的な仕事に従事し結婚・出産で退職するものとされる)。また、石油危機後の景気後退期においては、男性よりも女性が雇用調整の対象とされる。
- iii. 政府の歳出入および税制の設計…社会的支出(社会保障給付費+教育

27) 大沢, 前掲, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』, 59～67頁参照。
ここでは、「日本型福祉社会」のスローガンのもとに多くの社会政策分野で改正がなされた1980年前後の日本の生活保障システムについて説明している。日本型福祉社会論については、堀勝洋「日本型福祉社会論」『季刊社会保障研究』第17巻第1号, 1981年に詳しいが、大沢真理『男女共同参画社会をつくる』日本放送出版協会, 2002年, 80頁以下などでも説明されている。端的に言えば、日本が北欧型の福祉国家への道を進むことに疑問を呈し、家族や地域、職場を通じた相互扶助や企業福祉などを奨励する考え方をいう(宮本, 前掲, 『福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー』, 97頁以下参照)。

なお、高度成長期から1980年代に至るまでの、日本におけるジェンダー秩序の形成過程については、木本喜美子「企業社会の変容とジェンダー秩序」木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編『社会政策のなかのジェンダー』明石書店, 2010年, 15～17頁も参照。

費)のGDP比は、OECD諸国で最低レベル。歳入でも、税と社会保障の負担が小さい。配偶者控除制度の拡大・強化など「男性稼ぎ主」への配慮をした税制。

- iv. 家族形成や子育てへの支援…(片稼ぎ・共稼ぎを問わず)家族形成・子育てへの支援の薄さ。(これは例えば児童手当の少なさに示される。)
- v. 社会保険制度の構造…医療保険、年金保険の職域・企業規模、雇用形態などによる著しい縦割り分立。
- vi. 公的年金制度…男性稼ぎ主と夫に扶養される配偶者をモデルとした年金制度、サラリーマンの妻で家事専業もしくは一定の年収以下のパートの場合基礎年金保険料を徴収されない第3号被保険者制度の存在。

つまり、大沢によれば、日本では80年代の日本型福祉社会政策を通じて「男性稼ぎ主」モデルが強化された。社会政策の方向性としては国家というより家族(特に女性)が福祉の担い手とされ、女性が家事・育児・介護等を引き受け(、稼ぐ場合には家計を補助するためのパート就労程度にとどめ)る場合において税制等での特別扱いを通じた福祉供給がなされたのである²⁸⁾。

以上のような社会政策システムは、雇用者の妻が税や社会保険料負担の回避のために無業またはパート就業にとどまり労働時間や年収をあえて抑えるよう促す側面をもつ。既述のように、社会政策システムの型は家族や雇用の実態の

28) 1980～90年代に日本で起こったことに関する大沢真理の指摘については、大沢真理「小泉改革は『主婦の構造改革』か」足立真理子・伊田久美子・木村涼子・熊安貴美江編『フェミニスト・ポリティクスの新展開 労働・ケア・グローバリゼーション』明石書店、2007年、62～64頁も参照。

堀江孝司「政策の複合的効果——女性の就労をめぐる体系性の欠如——」『レヴァイアサン』28号、木鐸社、2001年では、男女雇用機会均等法が制定された一方で、国民年金第3号被保険者制度、配偶者特別控除制度といった既婚女性のフルタイム就労のディスインセンティブとなる制度が導入されたこと、それは社会保障政策と税制の主体、男女平等政策の主体が互いの政策領域に関心が薄かったためであるということなどが指摘されている。

なお、第3号被保険者制度や所得税の配偶者控除制度が女性の就労のディスインセンティブになっていることは、大沢、前掲、『男女共同参画社会をつくる』、49頁以下でも説明されている。

単なる反映ではなく、そのシステムが措定する家族・ジェンダー関係を再生産するものでもあるからである。その後の2001年のパートタイム労働者総合実態調査によれば、4人に1人のパートタイム労働者が税制や社会保険制度を意識した年収または労働時間の抑制を行っていると言われ、その結果、厚生年金を適用される女性雇用者の割合は低下した。

また、男性世帯主の賃金に家計が依存する割合の、日本における高さは、男性が家族賃金を得るため超過勤務を歓迎するというかたちで、男性の働き方に対しても影響を与えることになる²⁹⁾。

こうして家事労働やケア労働負担（家庭での責任）が女性に偏り、女性のフルタイムでの就労が困難になれば、労働市場での女性の価値は低下し、その立場は弱くなる可能性が高まることになるのである³⁰⁾。

3.2. 世紀転換期における、日本の生活保障システムの特徴

大沢によれば、世紀転換期における日本の生活保障システムは、例えば以下のような特徴を持つ³¹⁾。

- 家計における税・社会保障負担率の（他国と比較しての）低さ
- 社会保障給付の年金および医療への偏り→社会的ケア拡充の不十分さ、所得再分配効果の薄さ
- 公的年金制度における、（他の世帯類型と比較した際の）「男性稼ぎ主」世

29) 大沢, 前掲, 『『男性稼ぎ主』型から脱却できるか 社会政策のジェンダー化』, 57頁。

30) ジェンダー派の指摘する、家族におけるケア（家庭での責任）が女性に偏った場合に引き起こされることは、次のように表される（堀江孝司「福祉国家類型論と女性の就労」『大原社会問題研究所雑誌』509号, 2001年, 19~20頁）。

家事労働やケア労働負担の女性への偏り, 女性のフルタイムでの就労困難→労働市場での女性の価値の低下・立場の弱さ→そのようにして生じた賃金格差のもとでの女性が無償労働を行うことの合理性とそこで育児・介護休暇の権利が男女双方に認められた場合における（賃金が高い）男性より女性が休暇をとる傾向→女性のフルタイム就労の困難さ, 女性の昇進・昇給の阻害, 給付が拠出などとリンクしている場合における老後の経済状態の格差…

31) 大沢, 前掲, 『現代日本の生活保障システム——座標とゆくえ』, 132頁以下参照。

帯の給付水準の高さ

- 仕事と家庭の両立支援の貧弱さ：保育サービス、出産休暇・育児休業等の（国際比較における）総合指数の低さ

他方で、大沢は、育児・介護休業の制度化、男女雇用機会均等法の改正強化、男女共同参画社会基本法の制定といった男女の機会均等、家族的責任を持つ男女の就労支援に関するもの、公的介護保険導入といった家族の女性が無償で担う介護から社会全体で介護を支える方向に一步踏み出すものなども導入されたと指摘している³²⁾。

32) 大沢真理「福祉国家と平等——社会政策の比較ジェンダー分析の立場から——」社会政策学会編、前掲、『「福祉国家」の射程』、108～109頁。

1991年に成立し翌年施行された「育児休業法」（30人以下の事業所の労働者については適用3年猶予）は、休業申出によって出産休暇直後から子どもが満一歳になるまで男女労働者に育児休業を付与するものであり、ILOの国際労働法規や諸外国における育児休業制度の流れに沿って伝統的性別役割分業から家族的責任の男女平等参画へ法理念を転換させるものであったが、日本においては当初休業中の所得保障がなく、1995年に賃金の約25%に当たる育児休業給付が導入された。しかし、これも国際的には低い水準であった。そして1995年には「育児休業・介護休業法」が制定され、はじめて男女が適用対象となる介護休業制度（最低3カ月、一人につき1回）が導入され、使用者は1999年から一律に導入を義務づけられた（柴山恵子「女性労働者——男女の職業・家族的責任と社会参画の両立・調和」戸塚秀夫・徳永重良編『現代日本の労働問題 [増補版] ——新しいパラダイムを求めて——』ミネルヴァ書房、2001年、204～205頁）。なお休業期間中の所得保障は、2001年から40%となっている（三浦まり「労働政治のジェンダー・バイアス——新自由主義を超える可能性」辻村みよ子編『壁を超える——政治と行政のジェンダー主流化』岩波書店、2011年、146頁）。

1985年に成立した「男女雇用機会均等法」は、募集・採用、配置・昇進の際に男女を均等に扱う努力義務を課し、教育訓練、福利厚生、定年・解雇について女性であることを理由とした差別を禁止するものであったが、当初はあくまで事業主の「努力義務」規定に過ぎなかった（野口晴子「女性の就労支援と児童福祉」宮島洋・西村周三・京極高宣編『企業と労働』東京大学出版会、2009年、174頁）。しかし、1997年の改正によって雇用の全ステージで使用者による女性差別が禁止され（浅倉むつ子「均等法の20年——間接性差別禁止の立法化をめぐる議論」辻村みよ子監修、嵩 さやか・田中重人編『雇用・社会保障とジェンダー』東北大学出版会、2007年、37頁）、募集・採用、配置、昇進・昇格、教育訓練、福利厚生、退職・解雇等に関する使用者の義務が強化された。この改正以降、募集・採用、配置、昇

3.3. 福祉国家論・福祉レジーム論から見た、20世紀後半のレジーム・シフト

20世紀の後半に進行した経済のグローバル化と脱工業化で福祉国家の形成を支えてきた社会的基盤が動揺したとされている。例えば、経済基盤の製造業からサービス産業へのシフトによる労働組合の組織の困難化、国境を越えて移動できる資本と比べた時の労働の側の交渉力の低下によって、福祉国家拡大への圧力をかける組織された労働運動の影響力は低下した。また、国境を越えた資本移動の活発化によって、政府の財政・金融政策を通じた自国の経済の制御能力は低下した³³⁾。

アンデルセンは、これに対して各レジームは以下のような対応をとると指摘する³⁴⁾。

- i. 自由主義レジーム…労働市場の規制緩和と政府プログラムの水準の抑制
(「ネオ・リベラルルート」)
- ii. 保守主義レジーム…相対的に厚い年金をテコにした早期退職の奨励，女性の家庭への定着などを通じた中核的な雇用者（壮年男性労働者）の保護
(「労働削減ルート」)

↘進・昇格，教育訓練については禁止される差別的措置・慣行が労働省（当時。現厚生労働省）の指針によって明らかにされ，厚生労働大臣はこの指針を守るよう事業主に助言・指導・勧告でき，勧告に従わなかった事業主を公表できることとなるなどした（岩村正彦（柴田洋二郎訳）「男女共同参画と社会法」辻村監修，嵩・田中編，前掲，『雇用・社会保障とジェンダー』，17～18頁）。

また1999年に制定された男女共同参画社会基本法は，社会の制度・慣行が固定的な性別役割分担等を反映して男女の社会活動の選択に中立でない影響を及ぼすことがないようにするとともに，家族の協力と社会の支援によって家庭と職業等の両立を可能にすることを目指すものである（大沢，前掲，「『男性稼ぎ主』型から脱却できるか 社会政策のジェンダー化」，58頁）。

33) 新川敏光・井戸正伸・宮本太郎・眞柄秀子『比較政治経済学』有斐閣，2004年，204～205頁。

34) エスピン-アンデルセン，G.「黄金時代の後に？——グローバル時代における福祉国家のジレンマ」エスピン-アンデルセン，G. 編（埋橋孝文監訳）『転換期の福祉国家——グローバル経済下の適応戦略』早稲田大学出版部，2003年，19～32頁，宮本，前掲，「比較福祉国家論の可能性——21世紀モデルへの視界は拓けたか——」，9～10頁参照。

- iii. 社会民主主義レジーム…パブリックセクターのサービス職種による（女性の）雇用の吸収，教育訓練を通じた新たなライフサイクルへの適応能力向上の追求（「スカンジナビア・ルート」）

アンデルセンによれば、「ポスト工業化」社会への対応に最も行き詰っているのは「男性稼ぎ主」を重視するものであるという。ポスト工業化，知識経済化の段階の経済と社会では，労働市場と家族の柔軟化が必要となるにもかかわらず，そこでは若年層と女性の就業機会が狭められ，家族は男性稼ぎ主への依存を続けることになる。

その結果，税や社会保険料を負担するベースは縮小し，現役労働者1人当たりの税・社会保険料負担は高まり，雇用主は社会保険料の事業主負担を回避するためにフルタイム労働者の追加的な雇用にますます消極的になる。

そしてこのモデルでは，若者や女性が労働市場の内外に排除された状態となり，出生率が極度な低下を見せている。これは，大陸西欧諸国において注目された現象だが，日本も例外ではない³⁵⁾。

35) 大沢真理「社会的排除の装置となった『男性稼ぎ主』型セーフティネット」武川正吾・イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較——社会保障・ジェンダー・労働市場——』東京大学出版会，2006年，234～235頁，大沢真理「国際比較のなかの日本——“両立支援”型生活保障システムの構築と日本の課題——」女性労働問題研究会編『グローバル化と女性労働の現在』（女性労働研究第52号），女性労働問題研究会，2008年，11頁。男性稼ぎ主を重視するモデルの国における近年の動向については，エスピン-アンデルセン，G.「労働なき福祉国家——大陸ヨーロッパ社会政策における労働削減政策と家族主義の袋小路」エスピン-アンデルセン編（埋橋監訳），前掲，『転換期の福祉国家——グローバル経済下の適応戦略』を参照。

大沢は，労働市場の内外での排除として，大陸西欧諸国において構造的失業としてあらわれる社会的排除＝労働市場の外での排除と，途上国（や日本）においてあらわれる非自発的なパートタイム労働者，労働市場の不安定な部門（「一時的雇用，劣悪な条件の就労，社会保障へのアクセスから部分的あるいは全面的に排除された者など」）＝労働市場の内部において排除される場合を指摘している（大沢，前掲，「国際比較のなかの日本——“両立支援”型生活保障システムの構築と日本の課題——」，11～13頁）。

とはいえ，「労働削減ルート」のみが問題なのではなく，3つのルートはいずれも固有の問題を抱えている。「ネオ・リベラルルート」では，各種社会支出の切り詰めと低賃金の容認で（年金を除いて）従来から貧弱であったセーフティネット

大沢は、1990年代の日本については、スカンジナビア・ルート（男女の機会均等や就労支援に関わる立法や公的介護保険の導入）、新自由主義ルート（労働の規制緩和）、保守主義ルート（不況下でのリストラと非正規化の進行による労働市場の二重構造強化）が混在した「失われた10年」を送ったと評価している³⁶⁾。

はさらに弱体化し、貧困・不平等が増大した。ネオ・リベラルルートによって80年代に雇用は拡大したが、その大部分は一度参入するとステップアップするのが困難な低賃金のサービス部門のものであった。（よって、そこではワーキングプア層の出現を阻止するための積極的社会投資政策が課題となる。）

「スカンジナビア・ルート」では、女性の経済的開放はあったものの女性は公共サービス部門（のパートタイム労働）に集中し、男性は民間部門に雇用されるというジェンダー分化が生じた。また、公共サービス部門において高度な技術を必要としない（女性）労働者に比較的高賃金が支払われることは、福祉国家にとっては大きな意味を持つがその雇用維持のための税負担が重くなる可能性がある。また、高度に普遍主義的・平等主義的な政策からエリート層が離反し、民間の年金やサービスに切りかえる動きもある。（よって、ここではどのようにして福祉国家を解体することなく新しい制度を構築していくかが課題となっている。）

そして、「労働削減ルート」は、雇用の伸び悩みやフルタイムで働く夫への依存・家族向け社会サービスの未整備と結び付いた妻のケアへの拘束、早期退職の増加・新規雇用の収縮による社会保障財政の悪化や納税者の基盤の浸食などに加えて、高賃金で各種の社会保障や安定的な雇用を享受できる少数の男性労働者（「インサイダー」）とそこからはじき出された人々（「アウトサイダー」）の分裂が引き起こされる。（よって、そこではアンデルセンの言うように伝統的な家族主義を見直して女性労働の需要・供給を拡大させることで硬直性を打開することが課題とされる。）（エスピン-アンデルセン、前掲、「黄金時代の後に？——グローバル時代における福祉国家のジレンマ」、19～32頁、眞柄・井戸、前掲、『改定版 比較政治学』、225～229頁参照）。

- 36) 大沢、前掲、「福祉国家と平等——社会政策の比較ジェンダー分析の立場から——」、108～110頁。

男女の機会均等や就労支援に関わる立法には、育児・介護休業の制度化（91、95、97年）、労働基準法の「女子保護」規定の解消（97年）および男女雇用機会均等法的大幅な改正強化（99年4月実施）、男女共同参画社会基本法（99年）が含まれる。（ただし、賃金格差や管理職の男女比率における改善は限定的で、女性雇用者の増加はもっぱら非正規従業員で生じてきた。）公的介護保険は、97年に制定され、2000年4月に実施された。

一方で、新自由主義ルートにあたる90年代の日本の労働の規制緩和としては、派遣が認められる業種のポジティブ・リスト（特定の11業種への限定）からネガ

また、竹中恵美子も、90年代から法政策的には「ジェンダーの主流化」に一步踏み出したが、実態は ① 厚生労働省による、(女性が多くを占める)パートタイムとフルタイムの処遇格差の実質的な容認(2003年施行のパート労働指針)、② 男性が家庭内労働を担えるようにするための労働時間短縮・深夜業や時間外労働規制の踏み込みの不在および相次ぐ労働の規制緩和と、その結果としての企業の人員削減と相まった正規労働者の労働時間延長などによって、「男性稼ぎ手モデル」が踏襲されたとしている³⁷⁾。

以上のような流れを通じて、稼ぎ手である男性にかかる負担はますます増加したと考えられる。大沢は、日本の生活保障システムは90年代後半以降中高年の男性稼ぎ手を温存する一方で若者や女性を排除してきたが、温存されてきた男性稼ぎ手の間では「排除」が進み、98年以降年間約3万人の自殺者中約1万人が40・50代の男性としている³⁸⁾。

4. 改革に向けての課題

4.1. フェミニストの福祉国家研究からのジェンダー平等に向けた問題提起

フェミニストの福祉国家研究においては、現代社会でのジェンダー平等に向けて以下のようなモデルが提示されている。

フレイザーは、「家族賃金」=男性稼ぎ手モデルというジェンダー秩序が支持された産業化社会に対して男性の安定的な雇用が減少し、また夫婦核家族以外の多様な家族が常態になる現在のポスト産業社会で福祉国家の支持すべき

タイプ・リスト(派遣の認められない業種を限定列挙する方式)への変更、公共の職業安定所だけで職業紹介を行うという原則を転換した有料の民間職業紹介の導入があげられる(大沢、前掲、「小泉改革は『主婦の構造改革』か」、64頁)。

なお、このようなジェンダー平等に関する政策形成と労働の規制緩和、労働市場の二重構造の強化の同時進行については、辻由希『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房、2012年、66～76頁も参照。

37) 竹中恵美子「日本の男女雇用平等政策のいま——『男性稼ぎ手モデル』は転換しうるか——」女性労働問題研究会編『ジェンダー平等戦略のいま』(女性労働研究第47号)、女性労働問題研究会、2005年、13～18頁。

38) 大沢、前掲、「国際比較のなかの日本——“両立支援”型生活保障システムの構築と日本の課題——」、18頁。

ジェンダー秩序について以下のような議論を展開する³⁹⁾。

まずフレイザーは、新たなジェンダー秩序として、次の2つの代替的モデルを提示した。

- ① 「稼ぎ手役割の普遍化モデル」…国家による女性の雇用促進のためのサービス提供
- ② 「ケア役割の等価モデル」…国家によるケア労働の担い手に対する手当の給付

フレイザーは、この両者のうちどちらをこれからの福祉国家が支持すべきものなのかをさまざまな評価基準をもとに評価したうえで、どちらもジェンダー公平の基準を十分満たしえないとする。というのも、「稼ぎ手役割の普遍化モデル」については、その前提となるこれまで女性が家庭内で担っていたケア労働を全て外部化する（国家か市場に移す）ということは非現実的だからである。仮に男性のケア役割への参加促進がなければ、女性の余暇時間の減少がもたらされることになる。また、このモデルは稼ぎ手の役割のみが称揚される点で本質的に男性中心の原理を超えるものではないということになる。さらに、「ケア役割の等価モデル」は、女性のケア労働に対する男性の賃労働と同等の報酬（手当）の給付が主眼だが、これは女性のケア役割への固定化と、それを通じた女性のケア労働の男性の賃労働に対する周辺化をもたらしことになる。また、ケアの役割を担いながら労働市場に参加する女性を「マミートラック」といわれる不安定・低賃金の労働に閉じ込める一方で男性の「稼ぎ手トラック」を維持することで、男女間の所得平等に十分貢献できないというのである。

以上のように、フレイザーはどちらのモデルも男性に根本的な変化を求めない点においてジェンダー公平の基準を満たせないと評価したうえで、フレイザーは第三の途をとる。

39) 居神 浩「福祉国家動態論への展開——ジェンダーの視点から——」埋橋編、前掲、『比較のなかの福祉国家』、58～60頁。本稿におけるフレイザーの議論の用語の訳語は、これに依拠している。フレイザーの議論については、フレイザー、ナンシー（仲正昌樹監訳）『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房、2003年、第2章参照。

- ③ 「ケア役割の普遍化モデル」…女性の担うケア役割を男性が共有すること、女性の現在のライフパターンを規範とすること

そして、「ケア役割の普遍化モデル」が、ポスト産業主義社会で福祉国家の支持すべきジェンダー秩序であるとするのである。

セインズベリは、自ら提起した福祉国家（社会政策）の「個人モデル」にフレイザーの議論を摂取し、「individual earner-carer」モデルを提示した⁴⁰⁾。

個人モデルは、以下のような特徴を持つ⁴¹⁾。

「家族イデオロギー」…「特定の家族形態を選好しない役割の分担」「夫も妻も稼ぎ手であり、ケアの担い手」

「受給資格」…「均一」

「受給資格の条件」…「市民権もしくは居住要件」

「給付の受給主体」…「個人」

「給付の単位」…「個人」

「拠出の単位」…「個人」

「課税」…「夫婦分離課税」「同等の税免除」

「雇用・賃金政策」…「両性をターゲット」

「ケアの領域」…「強力な国家の介入」

「ケア労働」…「有償」

40) 居神, 前掲, 「福祉国家動態論への展開——ジェンダーの視点から——」, 60頁。
セインズベリの議論については, Sainsbury, Diane, “Gender and Social-Democratic Welfare States,” Sainsbury, Diane (ed.), *Gender and Welfare State Regimes*, Oxford University Press, 1999 参照。

41) これに対して (男性) 「稼ぎ手モデル」は, 以下のような特徴を持つ。「家族イデオロギー」…「結婚の称揚」「厳格な性別役割分業」「夫は稼ぎ手」「妻はケアの担い手」, 「受給資格」…「夫婦間で差別化」, 「受給資格の条件」…「稼ぎ手」, 「給付の受給主体」…「世帯主」, 「給付の単位」…「世帯もしくは家族」, 「拠出の単位」…「世帯」, 「課税」…「夫婦合算課税」「被扶養者の控除」, 「雇用・賃金政策」…「男性を優先」, 「ケアの領域」…「主として私的部門」, 「ケア労働」…「無償」(Sainsbury, Diane, *Gender, Equality and Welfare States*, Cambridge University Press, 1996, p. 42, 居神, 前掲, 「福祉国家動態論への展開——ジェンダーの視点から——」, 50頁)。

そして、「individual earner-carer」モデル（各人稼得者＝家族の世話係体制）とは、男性・女性が、稼得者であると同時に家族の世話係として、自立しながらも共同性を保つことを可能にするジェンダー関係である⁴²⁾。

4.2. 日本において指摘される現状と、課題とされる政策対応

竹中恵美子は、日本における現状を、家族義務＝家族責任に対する国家のサポートが非常に弱く、それがもっぱら女性に担わされている点でジェンダー・バイアスが大きい、と指摘している。

それをもたらしているものとして挙げられているのが、第一に、男性稼ぎ主を基本とする賃金制度、税制、社会保険制度の存在である。賃金制度については、家族の扶養手当、控除、住宅手当は夫の給料の付加給付であり、女性との賃金格差が生じる。これにより、女性は家計補助という位置づけになる傾向がある。税制については、基本的に個人単位だがサラリーマンの妻が働くときには家族単位となっており、働いても年収103万円未満であれば自らの所得税を払わなくてもよいだけでなく夫の所得から配偶者控除を認められる。これは女性をその枠内で働かせ、無償労働の担い手として囲い込ませる作用がある。社会保険制度について言えば、「130万円の壁」といわれる国民年金保険料免除の上限額があり、妻が夫の被扶養者の地位に入るようなくみになっている。

第二に、ケアの個人単位化からほど遠く無償労働の担い手が圧倒的に女性になる育児休業、および家族義務への国家の経済的支援の不十分さである。育児休業は、基本的に家族単位である。家族義務への国家の経済的支援に関しては、児童手当は所得制限が原則的になく、多くは16歳、もしくは18歳まで支給されるという諸外国の制度と比べて日本の場合は極めて不十分で貧弱とされている⁴³⁾。

42) 深澤和子『福祉国家とジェンダー・ポリティックス』東信堂、2003年、95～96頁。

43) 竹中恵美子「転換点に立つ男女雇用平等政策——新しい社会システムの構築に向けて」足立・伊田・木村・熊安編、前掲、『フェミニスト・ポリティックスの新展開 労働・ケア・グローバリゼーション』、86～88頁。

そして、竹中は日本における重要課題として以下の三点を指摘し、それぞれの課題に関する議論を展開している⁴⁴⁾。

- i. 育児・介護を含む家事労働を無視した男性的発想を改め、労働・家事・自由時間を時間概念に含める。
- ii. 「ケア不在の男性稼ぎ手モデル」から「ケアの男女共存モデル」への転換、ケアのさらなる社会化。
- iii. 雇用における機会平等の徹底と、均等待遇の実現。

第一の点については、こうした発想が欠如していたことが、均等法改正において深夜業・時間外労働の制限条項を国際水準にまで引き下げる運動につながらなかった最大の理由であるとされている。

そこで、労働・家事・自由時間を時間概念に含めることを通じた男女の労働市場へのアクセス権とディーセント・ワークの保障を労働運動の中に根づかせることによって従来の性別役割分業システムを変えていくことが重要であるということになる。

第二の点については、従来は家庭内に閉じ込められていたケアを公共的なサービスに開放する方向（スウェーデン型）、仕事と同時にケアをする権利を社会的に保障する時間確保型（コンビネーション・モデル⁴⁵⁾等）、妻（配偶

44) 竹中、前掲、「日本の男女雇用平等政策のいま——『男性稼ぎ手モデル』は転換しうるか——」, 18~20頁参照。

第二の点に関連して、竹中は、別稿でセンの議論に依拠しつつ「外部セクターでケアを担えるようにする『自分でケアしない権利』と同時に、『自分でケアする権利』をも認めるという、双方の権利が必要だという考え方」を提示している。それによれば、ケアは献身・責任・協力・感情などという動機と結び付いた人間関係的要素・利他的要素を大いに備えた労働であり、人間の持つケイパビリティ（潜在能力）や思いやりを含むさまざまな能力＝人間の本質的な属性が要求されるため、それらに関わることで自体に大きな意味があるということになる。そうであれば、ケア労働を仕事にとっての障壁とネガティブに捉えてゼロにする方向を目指す（ケアの外部化のみを主張する）のではなく、選択としてケアをする権利を認めることも重要となる（竹中、前掲、「転換点に立つ男女雇用平等政策——新しい社会システムの構築に向けて」, 77~78頁）。

45) 「コンビネーション・モデル」については、竹中、前掲、「転換点に立つ男女雇用平等政策——新しい社会システムの構築に向けて」, 82~84頁も参照。

者)の責任とされてきた無償のケア労働を社会的・経済的に評価し、社会保障制度の中に組み入れる方向がある。これらの方法が、性別分業の社会システムに対してどのような影響を及ぼすかについては、福祉国家の性格によるところもあるが、性別分業をこえる多様な模索として相補的なものとも考えることもできる。ともかく、女性のみは無償のケア労働負担がのしかからないようにさまざまな方法を検討することが重要であるといえよう。

日本は、この問題に関して制度的に未確立の状態にあるとされている。2000年に実施された介護保険は、介護の社会化をもたらしたが、依然として家庭介護が前提とされ、圧倒的多数を占める登録型ホームヘルパーの職としての自立も未確立である。そのため、こうした問題への取り組みが大きな課題ということになる。

第三の点については、雇用機会の平等に関しては97年の改正均等法の積み残した「間接差別の禁止」や「差別の立証責任を使用者責任とすること」、「罰則規定を入れること」、「差別撤廃の苦情処理機関の権限強化」などが、均等待遇の実現に関しては同一価値労働同一賃金の原則の前提になる「リヴィング・ウェイジ（生活賃金）の確立」、「雇用形態の多様化に伴う非正規労働者の均等待遇からの離反を規制する『パート労働法』の改正」などが竹中によって指摘されていた。

このうち均等法については、2006年の改正で間接差別が明文で禁止されるとともに、省令でその対象を「募集・採用における身長・体重・体力要件」、「コース別雇用管理制度の『総合職』募集・採用における全国転勤要件」、「昇進における転勤経験要件」とした。さらに、妊娠・出産等を理由とした不利益な取扱いが禁止され解雇以外もその対象とされるとともに、妊娠・出産1年以内の解雇に関しては使用者側に立証責任が課されることとされた。また、実働性確保の一環で違反企業名公表の対象が拡大され、過料規定創設が盛り込まれるなどして、2007年4月から改正法が施行されている⁴⁶⁾。

46) 水谷英夫『ジェンダーと雇用の法』信山社、2008年、223～224頁。ただし、水谷は、以下に続く記述でそのインパクトについて批判的な検討をしている。

均等待遇に関しては、2007年に改正パートタイム労働法が制定されて仕事内容や契約期間が正規労働者と同じ場合に、非正規労働者を賃金等の待遇にかんして差別することが禁じられた。しかし、その規程が当てはまる非正規労働者は一割にも満たず、非正規労働者の多くは均等待遇の埒外にあるとされている⁴⁷⁾。

なお、竹中は、男性稼ぎ主を基本とした制度の改革に関連して配偶者控除の見直し、パートタイマーへの厚生年金の適用拡大、厚生年金の個人単位化、130万円の壁の見直しなどという形で税・社会保険制度における、男性稼ぎ主モデルの見直し（個人単位化）を提起している。個人単位化の持つ意味としては、リスク分散につながることで、自己決定の権利を男女がそれぞれ拡大していくことにつながるなどがあるとしている⁴⁸⁾。

さらに竹中は、ケアの個人単位化に関連して育児休暇なども個人単位化して男性・女性がきちんととれるようにすることの意味を各国の事例をあげつつ指摘している⁴⁹⁾。

おわりに

本稿で見てきたように、20世紀、とりわけ第二次世界大戦後に構築された福祉国家は、男性雇用者が家計を支え、女性の被扶養者が家庭における家事・育

47) 宮本太郎『生活保障 排除しない社会へ』岩波書店、2009年、150頁。

改正パートタイム労働法で、正社員と均等待遇処遇／差別禁止とされるパート（「通常労働者と同視すべき短時間労働者」）は、① 業務内容、責任の程度が正社員と同一、② 雇用期間の定めがない（更新が繰り返されている場合は期間の定めがないものとみなされる）、③ 雇用の全期間を通じ職務内容・配置が正社員と同一と見込まれる、という3要件を満たすことが求められている（水谷、前掲、『ジェンダーと雇用の法』、243～245頁）。

なお、2007年の改正パートタイム労働法については、権丈英子「改正パートタイム労働法のインパクト——経済学的考察」『日本労働研究雑誌』No. 576、2008年、両角道代「均衡待遇と差別禁止——改正パートタイム労働法の意義と課題」『日本労働研究雑誌』No. 576、2008年も参照。

48) 竹中、前掲、「転換点に立つ男女雇用平等政策——新しい社会システムの構築に向けて」、88～89頁。

49) 同上、78頁以下参照。

児を中心に行う男性稼ぎ主モデルを出発点における基本としながらも先進諸国においては福祉国家と市場、家族を通じた生活保障システムのあり方において差異があることが明らかとなった。日本はその中でも、男性の稼ぎ主、女性の家族のケア係を中心とした家族に生活保障の機能の多くが期待され、そうした家族を前提とした社会保障制度や雇用における制度・慣行が構築されていった。そして、こうした生活保障システムが世紀転換期まで家族・職場におけるジェンダーの役割を再生産してきたといえるのである。

エスピン-アンデルセンらによれば、こうした男性の稼ぎ主を重視するモデルはポスト工業化社会への対応力を最も欠き、社会保険の空洞化、若年者や女性の労働市場内外での排除された状況、出生率の低下、稼ぎ主の役割を期待される男性の過重負担をもたらすものであるとされている。日本においては、1990年代以降法政策の上では男女のケアへの参加、ケアの社会化、男女の就労支援に関するものが導入されたものの実質的には男性稼ぎ主モデルが維持されてきたとフェミニストの研究者を中心に指摘されている。

エスピン-アンデルセンらの指摘する行き詰まりを打開するうえでは生活保障システムにおける極めて大きなジェンダー・バイアスの是正が重要となってくるが、それには社会保障制度におけるジェンダー・バイアスの縮小、および雇用における差別の是正といったことがさらなる課題として残されている。

そして、本稿で見てきたようにフェミニストの研究者の間でジェンダー・バイアスの是正のためのポイントとして提起されているのが、単に女性の労働市場への参加を促すことやケア労働への金銭的な手当をすることだけではなく、男性の家事・育児への参加を促進することである。

フレイザーも指摘するように、男性の変化を考慮することなく女性が「男性並み」になることや、(男性と異なる)女性の活動を評価するだけでは性的不平等は克服されない⁵⁰⁾。女性の人生の「男性化」には、男性の人生の「女性

50) 田村哲樹「シティズンシップの再構想——政治理論はどのようにパラダイム・シフトするのか」辻村編、前掲、『壁を超える——政治と行政のジェンダー主流化』、47頁。

化」が伴うことが必要といえるのである⁵¹⁾。

特に、日本では男性の家事・育児への参加が不十分である。六歳未満児をもつ父親が一日あたり家事・育児に費やす時間は、スウェーデン、ノルウェー、アメリカ、ドイツでは3時間以上、イギリス、フランスで2時間半以上に対して日本では1時間となっている。小学生までの子供がいる夫の多くは自分が家事・育児をもっとやりたいと考えている一方で、帰宅時間の遅さ、残業の多さ、子育て期の男性の労働時間の増加という形で働き方が変化した男性の意識に追いついていないとされている。育児休業制度については男性の31.8%、育児のための短時間勤務制度に関しては男性の34.6%が「利用したい」としているが、実際の育休取得率は女性：64.0%（2002年）→85.6%（2009年）に対して男性：0.3%（2002年）→1.7%（2009年）にすぎない。こうした状況は、政治と無関係な夫婦の私的で自由な選択の結果というよりも社会における雇用慣行やそれに影響を与える政府の政策を背景とした夫婦間の力関係、社会におけるジェンダー関係を反映したものと見るのが自然であり、そうであるならば男性の家事・育児参加に関して政治的な働きかけが可能であると考えられるであろう⁵²⁾。

最初に子どものケアに関わった父親は長期的に子育てや他の家事に参加するようになるという研究があることを考慮すれば⁵³⁾、男性の家事・育児参加に関しての政治的な働きかけの方策としては、男性の育児参加に対するインセンティブの提供が考えられる。場合によっては、男性の育児参加に対する積極的優遇措置も検討する必要があるだろう⁵⁴⁾。

51) 田村哲樹「労働／ケアの再編と「政治」の位置」仁平典宏・山下順子編『労働再審⑤ ケア・協働・アンペイドワーク』大月書店、2011年、194頁。

52) 堀江孝司「社会変動のなかの『ジェンダーと政治』ミクロ政治、バックラッシュ、男女共同参画」畑山敏夫・平井一臣編『実践の政治学』法律文化社、2011年、131～132頁、145～146頁参照。

53) Cf. Kershaw, Paul, "Carefair: Choice, Duty, and the Distribution of Care," *Social Politics*, 13 (3), 2006, p. 360.

54) 男性の育児参加に対する積極的優遇措置という視点からの男性の育児参加促進政策の考え方については、下夷美幸「育児における男女共同参画——私的領域の

ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、アイスランドといったいくつかの国では、利用されなければ失われる所得補償付育児休暇の個人割り当ての部分が父親・母親のそれぞれに導入され、ケアへの責任に対する父親の行動を変えることを促している。父親がその権利を行使するためにこれらの国では所得代替がかなり高水準に設定されている⁵⁵⁾。

ドイツにおける育児休暇期間中の所得保障（「両親手当」）は、父親を含め両親ともが育児休暇を取得すれば両親のいずれかのみが受給する場合の12カ月間の給付からもう2カ月分が加えられる。また、スウェーデンでは有給育児休暇の内2カ月は両親のどちらかだけが取得できるとされているが、これは実際には父親の育児休暇の取得を促進するためのものとなっている（いわゆる「パパの月」⁵⁶⁾）。

日本でも育児・介護休業法の改正（2009年7月1日公布，2012年7月1日全

くジェンダー変革に向けた家族政策の検討」『大原社会問題研究所雑誌』547号，2004年，27頁以下を参照。

リスターは、伝統的な性別役割分業の変化を明示的に追求する政策と比較して、ジェンダー中立的な枠組みの政策では性別役割分業を意図せずして強化してしまう可能性があることを指摘している（Cf. Lister, Ruth, “A Nordic Nirvana? Gender, Citizenship, and Social Justice in the Nordic Welfare States,” *Social Politics*, 16 (2), 2009, pp. 259-260）。

55) Björnberg, Ulla, “Paying for the costs of children in eight North European countries: ambivalent trends,” Lewis, Jane (ed.), *Children, Changing Families and Welfare States*, Edward Elgar, 2006, pp. 96-97. スウェーデン、ノルウェーにおける育児休暇期間中の所得保障については宮本、前掲、『生活保障 排除しない社会へ』，182頁参照。

56) 宮本、前掲、『生活保障 排除しない社会へ』，181～182頁。ドイツにおける育児休業中の給付制度の改善とその効果については、大嶋寧子『不安家族 働けない転落社会を克服せよ』日本経済新聞出版社，2011年，333～340頁参照。スウェーデンにおける、男性の育児参加促進のための休業制度の理念や展開、およびその効果については、篠田武司「ワーク・ファミリー・バランスからみるスウェーデン・モデルの理念」レグランド塚口淑子編『「スウェーデン・モデル」は有効か——持続可能な社会へむけて』ノルディック出版，2012年，205～215頁，および高橋美恵子「子育て家族のワーク・ファミリー・バランス ジェンダーと子どもの視点からみたスウェーデンの実践」レグランド塚口淑子編，前掲、『「スウェーデン・モデル」は有効か——持続可能な社会へむけて』，230～233頁，239～244頁参照。

面施行)によって、母(父)だけでなく父(母)も育児休業を取得する場合に休業可能期間が2カ月延長される「パパ・ママプラス」が導入された⁵⁷⁾。まずは、こうした制度がどのくらい活用されるかが日本における行き詰まりを打開できるかを見るうえで注目されるところである。

【付記】

本稿は、関西大学における展開講義「平等問題の最先端」の中で2011年度、2012年度に筆者が担当した「雇用・労働、福祉とジェンダー」の講義内容を発展させたものである。

57) 辻村みよ子『ジェンダーと法〔第2版〕』不磨書房、2010年、147頁参照。なお、これ以外にも、3歳までの子を養育する労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設けることが事業主の義務とされ、3歳までの子を養育する労働者は請求すれば所定外労働(残業)が免除されるなどの変更も加えられた。また、出産後8週間以内に父親が育児休業を取得した場合、再度育児休業を取得できる「パパ休暇」も創設された(椋野美智子「保育政策の政治・政策的文脈 国際比較からみえる日本の特徴」椋野美智子・藪長千乃編『世界の保育保障——幼保一体改革への示唆——』法律文化社、2012年、25頁、29頁)。

ただし、休業中の賃金補償は50%であり、これでは不十分という指摘もある(川島由華「日本 子どもの発達保障と参加機会の拡大をめざして」椋野・藪長編、前掲、『世界の保育保障——幼保一体改革への示唆——』、204頁)。